

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第31号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p>(改正給与条例附則第8項等の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 改正給与条例附則第8項、改正給与等条例附則第8項、改正任期付研究員条例附則第4項及び改正任期付職員条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 切替日以降に再任用職員異動をした職員</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>(改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号に掲げる場合の2以上に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（<u>前条第7号</u>に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとな</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(改正給与条例附則第8項等の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 改正給与条例附則第8項、改正給与等条例附則第8項、改正任期付研究員条例附則第4項及び改正任期付職員条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号に掲げる場合の2以上に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（<u>前条第6号</u>に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとな</p>

った職員を除く。)及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同条第7号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の初任給等規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(平成21年12月1日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第60号)附則第2項に規定する減額改定対象職員又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第61号)附則第2項に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」と総称する。))である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の98.61を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(2) 基準級より下位の職務の級に降格した場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が改正給与条例附則別表第1の

った職員を除く。)及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(平成21年12月1日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第60号)附則第2項に規定する減額改定対象職員又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第61号)附則第2項に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」と総称する。))である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の97.96を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。))及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(2) 基準級より下位の職務の級に降格した場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が改正給与条例附則別表第1の

新級欄又は改正給与等条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応するこれらの表の旧級欄に掲げる職務の級（これらの表の旧級欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第43条又は改正給与等条例附則第23項の規定による改正前の育児休業条例第8条若しくは改正給与等条例附則第24項の規定による改正前の公益的法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））に、給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の

新級欄又は改正給与等条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応するこれらの表の旧級欄に掲げる職務の級（これらの表の旧級欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の97.96を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第43条又は改正給与等条例附則第23項の規定による改正前の育児休業条例第8条若しくは改正給与等条例附則第24項の規定による改正前の公益的法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の97.96を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の97.96を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者を除

2 第 1 項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

(5) 再任用職員異動をした場合 改正給与条例による改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表又は改正給与等条例による改正前の給与等条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額に100分の98.61を乗じて得た額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該職務の級に応じた額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(6) [略]

2 [略]

（改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員で

く。）にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額（それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の97.96を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(5) [略]

2 [略]

（改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員で

ある者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員で切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の98.61を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第3条第7号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 [略]

ある者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員で切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の97.96を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。